

1.サービス名	外国送金のお取り引き（仕向送金）				
2.取扱時間	米ドルは午前10時15分頃から午後3時まで / 米ドル以外の通貨は午前11時30分頃から午後3時まで				
3.取扱店舗および取扱通貨	<p>外国送金は、なかぐすく支店、美ら島支店及び東京支店を除く店舗にて取り扱っております。</p> <p>当行所定の外国送金依頼書兼告知書にご指定いただいた受取人口座へ送金いたします。</p> <table border="1" data-bbox="325 432 1337 674"> <tr> <td data-bbox="325 432 475 674">現行22通貨</td> <td data-bbox="475 432 740 674"> 日本円 (JPY) 米ドル (USD) ユーロ (EUR) 英ポンド (GBP) カナダドル (CAD) 豪ドル (AUD) ニュージーランドドル (NZD) 人民元 (CNY) 香港ドル (HKD) </td> <td data-bbox="740 432 1011 674"> 台湾ドル (TWD) 韓国ウォン (KRW) タイバーツ (THB) シンガポールドル (SGD) スイスフラン (SFR) スウェーデンクローナ (SEK) デンマーククローナ (DKK) ノルウェークローナ (NOK) </td> <td data-bbox="1011 432 1337 674"> インドルピー (INR) マレーシアリングgit (MYR) ロシアルーブル (RUB) フィリピンペソ (PHP) インドネシアルピア (IDR) </td> </tr> </table> <p>*送金通貨によっては諸規制等の条件がありますので、事前に営業店へご相談ください</p>	現行22通貨	日本円 (JPY) 米ドル (USD) ユーロ (EUR) 英ポンド (GBP) カナダドル (CAD) 豪ドル (AUD) ニュージーランドドル (NZD) 人民元 (CNY) 香港ドル (HKD)	台湾ドル (TWD) 韓国ウォン (KRW) タイバーツ (THB) シンガポールドル (SGD) スイスフラン (SFR) スウェーデンクローナ (SEK) デンマーククローナ (DKK) ノルウェークローナ (NOK)	インドルピー (INR) マレーシアリングgit (MYR) ロシアルーブル (RUB) フィリピンペソ (PHP) インドネシアルピア (IDR)
現行22通貨	日本円 (JPY) 米ドル (USD) ユーロ (EUR) 英ポンド (GBP) カナダドル (CAD) 豪ドル (AUD) ニュージーランドドル (NZD) 人民元 (CNY) 香港ドル (HKD)	台湾ドル (TWD) 韓国ウォン (KRW) タイバーツ (THB) シンガポールドル (SGD) スイスフラン (SFR) スウェーデンクローナ (SEK) デンマーククローナ (DKK) ノルウェークローナ (NOK)	インドルピー (INR) マレーシアリングgit (MYR) ロシアルーブル (RUB) フィリピンペソ (PHP) インドネシアルピア (IDR)		
4.適用相場	電信売相場（TELEGRAPHIC TRANSFER SELLING RATE：TTS）				
5.手数料	<p>◆取扱手数料（取扱通貨および国内/外国向けで手数料が異なります。） 外国向け送金：米ドル・ユーロ建 4,000円 円建 7,000円 その他通貨建 5,000円 国内向け送金：3,000円</p> <p>◆別途手数料 ①外国銀行の手数料をご依頼人負担とする場合は別途手数料をご負担いただきます。 ②円貨を対価としないお取り引き(リフィティング取引)につきましては、当行所定の手数料(リフィティングチャージ)を別途いただきます。 ③送金取組後の送金資金の組戻し、内容に関する照会等当行所定の手数料を別途いただきます。</p>				
6.法令関係	<p>◆マイナンバー制度開始に伴い、外国送金につきましてマイナンバーのご提示が必要となります。</p> <p>◆外為法に基づく本人確認義務により、10万円相当額超の外国送金につきまして運転免許証等の公的書類による本人確認が必要となります。</p> <p>◆外為法に基づく銀行等の確認義務等により、全ての外国送金に対し『資産凍結対象者に該当しないこと、貿易に関する支払規制に該当しないこと、資金用途規制に該当しないこと』を確認しております。つきましては、詳細な確認のため、追加で資料のご提出をお願いすることがあります。</p> <p>◆送金目的が貿易外で3,000万円相当額を超える金額の送金につきましては、財務大臣宛の報告書のご提出が必要となります。</p> <p>◆税法上、100万円相当額を超える金額の送金につきましては、弊行は取引内容を記載した調書を国税庁宛提出致します。</p> <p>◆外為法、OFAC(米国財務省外国資産管理室)規制等の規制対象に該当する、または該当するおそれのあるお取り引きについては、適法性を確認のうえ、お取扱い致します。</p> <p>◆当行ではマネー・ローンダリング防止の観点から、送金原資として原則、現金、見出し現金(直前入金1週間以内)のお取扱いはできません。</p> <p>◆当行ではマネー・ローンダリング防止の観点から、外国送金時に確認書類(エビデンス)の提示(※)をお願いしております。(※)お客さま承諾の上、写し等を頂戴いたします。</p> <p>◆当行ではマネー・ローンダリング防止の観点から、投資運用目的とするタックスハイブ(租税回避地)向けの送金のお取扱いはできません。</p>				
7.重要事項・リスク等の説明	<p>◆送金資金の到達日数については、外国銀行等の諸手続きや外国の商慣習が異なるため、確定的日数は申し上げられません。</p> <p>◆送金取組後の資金組戻し手続きにつきましては、別途手数料をご負担頂くとともに、返却日当日の当行所定の為替相場が適用されます。</p>				